

中津市財務会計システム構築委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、中津市における自治体DXの推進及び事務処理の効率化を図るため、財務会計システムを刷新するにあたり、最も適切であると判断される受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 : 中津市財務会計システム構築委託業務
- (2) 業務内容 : 別紙「中津市財務会計システム構築委託基本仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 : 導入・構築業務 : 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 : 中津市役所及び中津市が指定する場所
- (5) 提案上限額 : 40,275,400円 (消費税及び地方消費税を含む)
※本委託業務には運用保守業務は含まない

3. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者は下記全ての要件を満たすものとする。

- A. 法人格を有している者であること。
- B. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく、当市の競争入札参加制限を受けていない者であること。
- C. 過去5年以内に、人口規模が同程度(概ね8万人)以上の自治体において、同種のシステム導入・運用実績があること。
- D. この公募型プロポーザル実施の公告の日から、契約締結の日までにおいて、当市、国又は他の地方公共団体から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- E. この公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーション実施日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- F. 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- G. 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から6年を経過しない者の統制下でない事業者であること。

- H. 国税、地方税を滞納していない者。
- I. 本委託業務に関わる全ての事業者（以下、構成事業者とする）はプライバシーマークまたはISMS (ISO27001)の認証を取得していること。

4. 選定基準及び方法

選定基準：別表評価表のとおり

選定方法：「中津市財務会計システム構築事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は提出書類等及びプレゼンテーション並びに質疑応答の内容を評価し、交渉権第1位の事業者を選定するものとする。

なお、一定の選定基準に達しない場合は事業者を選定しない場合がある。

選定内容：選定内容は以下のとおりとする。

- A. 選定委員会において、別表に定める評価表に基づき審査し評価点の最も高い者を交渉権第1位の事業者として1者選定する。
- B. 評価点の最高得点者が複数となった場合はくじ引きを実施し、交渉権第1位の事業者を1者選定する。
- C. プレゼンテーションに参加できない事業者は選定対象から除外する。

選定結果：選定結果は、審査後に市ホームページにて、交渉権第1位に選定された事業者名及び全参加事業者の評価点を掲載するものとする。

なお、審査内容については、いかなる方法による問い合わせにも応じない。

その他：選定結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

5. 実施スケジュール（予定）

項目	日程
公告・実施要領の公表	令和8年1月26日
質問書の受付	令和8年1月26日～2月4日
質問に対する回答期限	令和8年2月6日
参加申込書の提出期限	令和8年2月16日（17時までに必着）
参加資格審査結果の通知	令和8年2月17日
企画提案書等の提出期限	令和8年2月26日（17時までに必着）
プレゼンテーション審査	令和8年3月6日
選定結果の通知・公表	令和8年3月中旬
仕様協議及び見積書提出	令和8年3月中旬
契約締結	令和8年3月下旬

6. 質問書の受付及び回答

本要領及び仕様書等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

提出期限：令和8年2月4日 17時まで

提出方法：質問書（様式第1号）を電子メールにより提出すること。

メールアドレス：jouhou@g.city-nakatsu.jp

回答方法：応募者全てに対して、電子メールにて行う。

※回答期限後に参加申込みがあった事業者に対しては、参加申込み後に当該質問及び回答を提供する。

7. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

提出期限：令和8年2月16日 17時まで

提出方法：下記書類データを電子メールにより提出すること。

メールアドレス：jouhou@g.city-nakatsu.jp

提出書類：参加申込書（様式第2号）

会社概要（任意様式）

実績一覧等（任意様式）

※指定様式は、市ホームページからダウンロード可能です。

中津市の登録業者でない場合

- A. 印鑑（登録）証明書（申込日から3箇月以内のもの）
- B. 現在事項全部証明書（申込日から3箇月以内のもの）
- C. 納税証明書その3の3（申込日から3箇月以内のもの）
- D. 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）の写し」（過去2箇年分）

8. 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果は、令和8年2月17日に、「参加資格審査結果通知」を電子メールにて通知する。

なお、本通知により参加資格を有することが認められた場合に限り、当該プロポーザルに参加することができる。

9. 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、次のとおり書類を提出すること。

提出期間：令和8年2月18日～2月26日 17時まで

提出方法：下記書類データを電子メールにより提出すること。

メールアドレス：jouhou@g.city-nakatsu.jp

※中津市あてのメール送信については、8MB以上の場合に容量制限により受取不可となる。

8MB以上の容量となる場合は、分けて送付すること。

提出書類：提出が必要な書類は以下のとおりとする。

- A. 企画提案書（任意様式、30ページ以内、構成は下表参照）
- B. 見積書（様式第3号）及び積算内訳書（任意様式）
 - ※選定の参考とするため、令和9年度から令和13年度まで5年間の運用保守にかかる費用も別途提出すること。（任意様式）
- C. 誓約書（様式第4号）
- D. プレゼンテーション出席届出書（様式第5号）
- E. 機能要件回答書
 - a. 各機能要件について、システムの適合状況を記載すること。
 - b. 記載方法
 - i. パッケージの標準機能である場合は◎を入力
 - ii. 標準機能ではないが代替案がある場合は○を入力し備考欄に代替案を記載
 - iii. カスタマイズにて対応可能な場合は△を入力
 - iv. 対応不可の場合はxを入力
- F. プライバシーマークまたはISMS認定に関する確認書類（任意様式：認定元からの保有証跡となる資料を提示）
 - ※指定様式（第1号～第5号）は、市ホームページからダウンロード可能です。

【企画提案書の構成】

表紙	法人の名称、担当者名及び電話番号等連絡先を明記
企画提案	仕様書に沿って事業の趣旨を踏まえ、下記項目を記載し、順序に沿って具体的に提案すること A. 法人の概要 B. 提案内容 a. 各フェーズ（要件定義、構築、移行等）に関する作業内容を示すこと b. その他、導入計画における独自提案 c. 導入後の運用保守の体制および内容 d. 納品物を一覧にして概要を記すこと e. 支払い方法に関して概要を記すこと C. アピールポイント D. 追加提案 例として以下のような事項を提案すること。 a. Googleクラウド上に構築可能であること b. 構築時のデータ移行支援の提案 c. 職員によるデータ抽出が容易であること d. そのほかシステム管理者の運用負担の削減に繋がる提案
スケジュール	構築スケジュールを具体的に記載すること
業務実施体制	本業務の実施体制を記載した体系図（責任者 / 人員配置 / 業務実績や資格等）を記載すること。 導入支援体制（研修含む）と運用支援体制についてそれぞれ記載すること。
過去実績等	紹介できる類似業務の実績があれば記載すること

10. プレゼンテーション

日 時：令和8年3月6日（詳細は提案事業者に別途通知）
会 場：中津市役所 本庁舎 会議室（詳細は提案事業者に別途通知）
出席者：各事業者5名以内
実施時間：プレゼンテーション 30分以内（時間内に提案書の説明）
デモンストレーション 10分以内
質疑応答：15分以内
使用機器：50型モニター及びホワイトボード、電源は当市が用意する。
その他必要な機器については提案事業者が用意する。

11. 業務仕様協議及び見積書提出

選定結果通知後に、当市は交渉権第1位に選定された事業者と随意契約に向けた本業務の詳細な内容及び価格等の交渉を行うこととする。交渉権第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または交渉権第1位に選定された事業者が「12.参加事業者の失格」に該当することが判明した場合は、次に評価点の高い事業者の順に同様の手続きを行うものとする。

12. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- A. 「3.参加資格要件」を満たさなくなった場合
- B. 「9.企画提案書等の提出」の提出期限後に提出書類が提出された場合
- C. 提出書類に虚偽の記載があった場合
- D. 審査の公平性を害する行為があった場合
- E. 提案上限額を超える見積を提示した場合
- F. 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

13. その他留意事項

- A. 当該プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- B. 提出書類は、提出期限後の差替え、追加、再提出又は撤回は一切認めない。
- C. 提出書類の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利をいう。）は、参加事業者が以前より著作権を有するものについては参加事業者に帰属するものとする。ただし、当市が当該プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- D. 提出書類は返却しないものとする。
- E. 当該プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、中津市情報公開条例（平成元年条例第35号）に基づき提出書類を公開することがある。
- F. 当該要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、中津市契約規則等関係法令等の定めるところによるものとする。
- G. 当該プロポーザルにおける見積及び契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- H. 契約担当者は選定決定後、契約締結までの間に交渉権第1位の事業者が「3.参加資格」を満たさなくなった場合には、選定決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。この場合、契約担当者は選定決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- I. 契約担当者は、契約締結後において、交渉権第1位の事業者が「3.参加資格」を満たさなくなった場合には、契約の解除を行うことができるものとする。
- J. 参加申込事業者及び提案事業者はプレゼンテーション実施後、当該委託業務の参加要件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- K. その他不明な点は、「14.事務局」まで照会のこと。

14. 事務局（問い合わせ先・書類提出先）

中津市 企画市民環境部 情報デジタル推進課 情報管理係
〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3
電話：0979-22-1114（直通）
E-mail：johou@g.city-nakatsu.jp